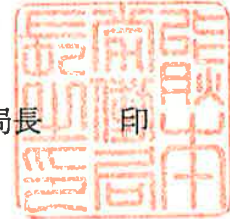




熊労発基 1011 第 2 号  
平成 29 年 10 月 11 日

建設業労働災害防止協会  
熊本県支部長 殿

熊本労働局長 印



### 職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別の御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、全国における本年の休業 4 日以上之死傷者数は、発生が増加した昨年から減少傾向が見られない状況にあります。

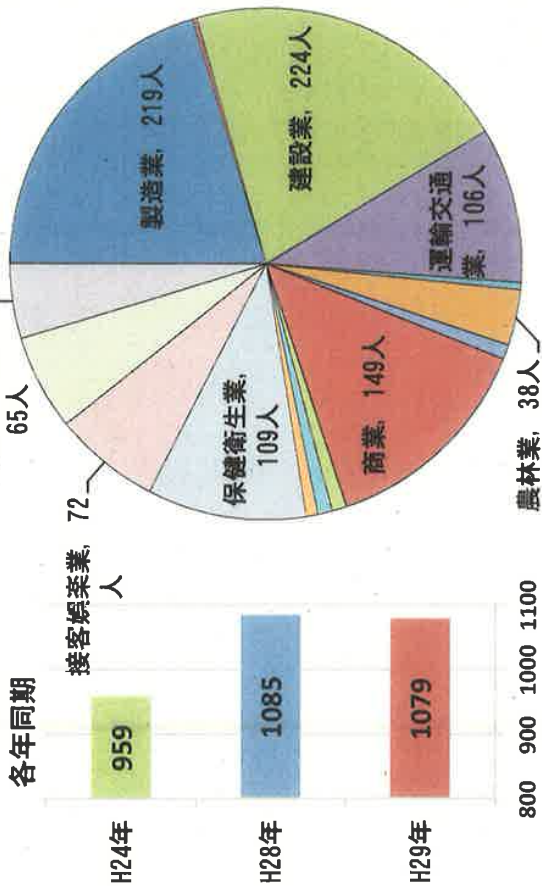
一方、当労働局管内における休業 4 日以上之死傷者数は、熊本地震により災害が急増した昨年と同程度で推移しており、全国と同様に減少傾向が見られません。また、本年における死亡者数は、9 月末時点において 13 人となり、昨年同期の 8 人を大きく上回る極めて憂慮すべき事態となっております。(別紙参照)

今後、経済活動が活発化し物流量が増える年末へと向かうに当たり、労働災害の増加が懸念されることから、別添のとおり、職場における死亡災害等の撲滅に向けた緊急要請をいたします。

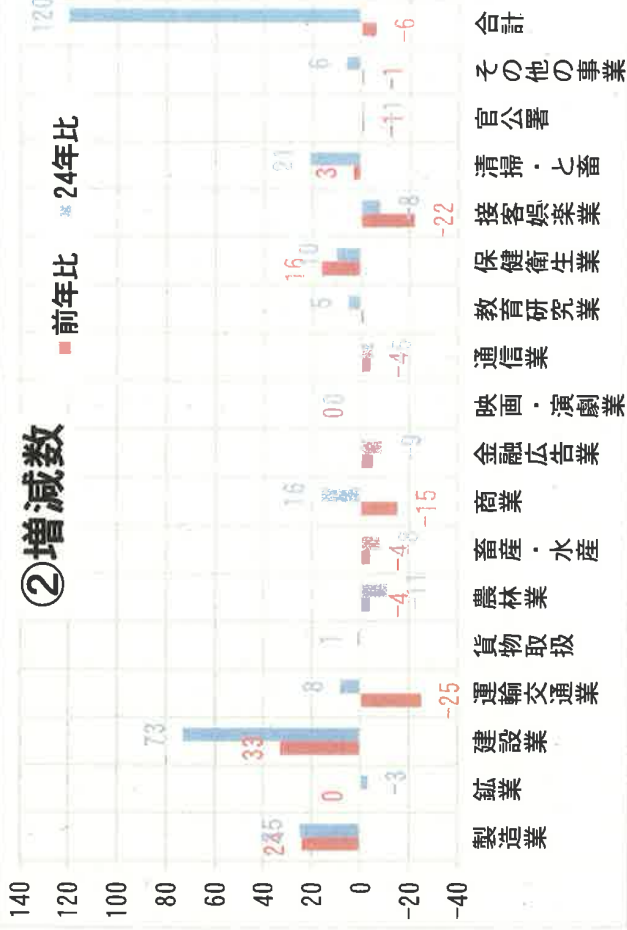
つきましては、貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員等事業場への周知に特段のご配慮をお願いいたします。

熊本労働局

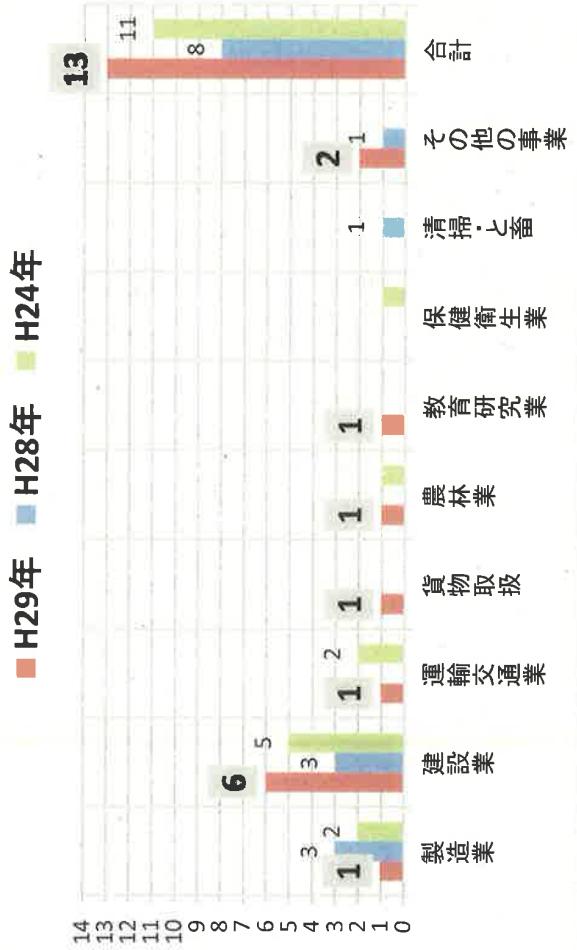
① H29年 死傷者数



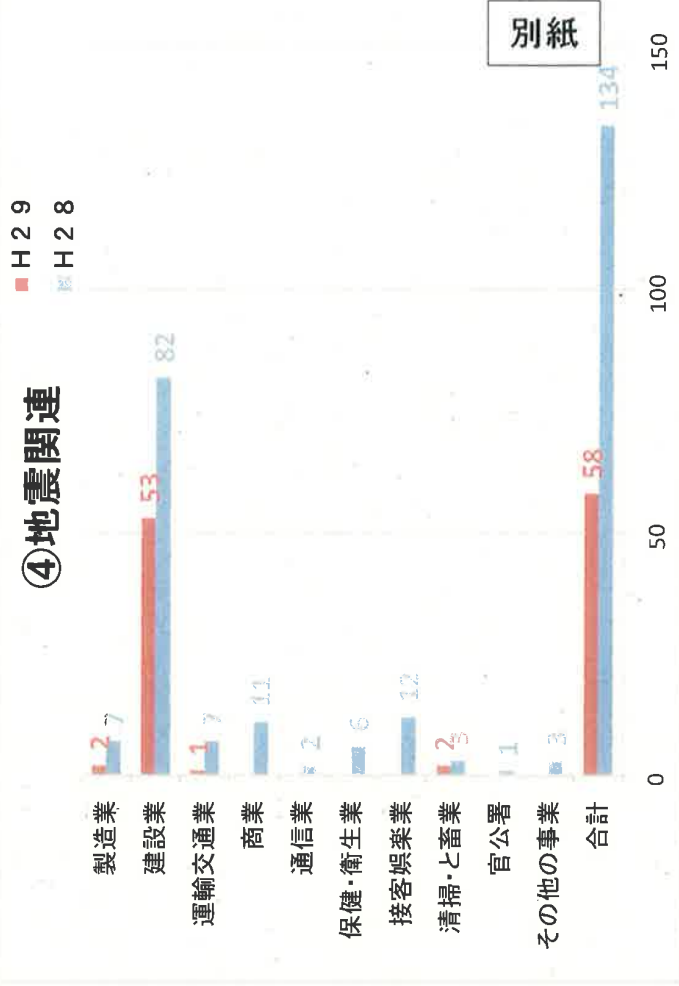
② 増減数



③ 死亡災害件数(9月末)



④ 地震関連



別紙

## 職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

### 【具体的周知事例】

#### <全産業>

- KYTやリスクアセスメントを活用して、職場に潜む危険を察知しましょう。
- 脚立は、水平な床面に設置するとともに、作業に応じた高さのものを使用しましょう。天板上での作業は禁止です。
- 転倒防止（対策：STOP！転倒災害プロジェクト）を徹底しましょう。
- 腰痛防止対策を徹底しましょう。

#### <製造業>

- 機械のカバーは絶対に外さないようにするとともに、外したまま使用することは絶対にやめましょう。
- 作業手順を徹底するとともに、修理点検時における対応についても作業手順書を確立（作成）しておきましょう。

#### <建設業>

- 工期が短い現場でも、墜落防止対策（足場の設置、親綱の設置・安全帯の確実な使用）を徹底しましょう。

- 脚立作業の安全作業標準を定めましょう。
- 安全性の高い脚立を使用しましょう。
- はしごを使用する場合は、転倒防止を徹底しましょう。
- 現場への行き返りの際の交通事故防止に努めましょう。

**<第三次産業>**

- 危険予知活動（KY活動）を導入しましょう。
- 職場で安全活動を実施しましょう。
- 「商業向け未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」「高齢者介護施設向け教育マニュアル」による安全衛生教育を実施しましょう。
- 労働災害防止のために活動する者を育成しましょう。

平成29年10月11日

熊本労働局長 徳田 剛